



10月は飼い主マナー向上推進月間です！

～あなたの街を犬のふんゼロ・放し飼いをゼロにしよう～



日ごろから動物愛護にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

県では、10月を「飼い主マナー向上推進月間」と定めております。利根町内のペットの相談が増加しておりますので、家族の一員として、ご近所にも愛されるようなペットになれるように、飼い主の皆さまもペットの飼い方について改めて考えてみてください。

～犬に多い相談～

- ・吠え声が他人の迷惑にならないように注意しましょう。
犬が頻繁に吠えると周囲の人にとっては迷惑になります。吠える理由を見極めて原因から対処することが大切です。留守にすることがある飼い主は特に注意しましょう。
- ・放し飼いは禁止されています。
犬の行動を制御するために、どんな小さな小型犬でも必ずリードを付けましょう。犬が苦手な方にとって大きさは関係ありません。うちの犬だから大丈夫と思うことはやめましょう。
- ・ふん尿の始末は必ず行いましょう。
排泄は家で済ませてから散歩に出掛けるよう心がけましょう。屋外でふんをした場合は、必ず持ち帰りましょう。排泄物の放置は不衛生で、誰にとっても不快です。



～猫に多い相談～

- ・飼い猫は室内飼養しましょう。
飼い猫が外にいる間の行動は、飼い主が把握することができません。自分の飼い猫の責任をきちんと取るためにも、屋内飼養することを心がけましょう。
- ・避妊・去勢をきちんとしましょう。
猫は1年に2度以上、3～5匹程度出産します。子猫が生まれてから困る前に、避妊・去勢をしましょう。



問い合わせ先 役場環境対策課 ☎68-2211 (内線253)

男女共同参画ってなあに？ Part 45

男女共同参画アートプロジェクト開催のお知らせ

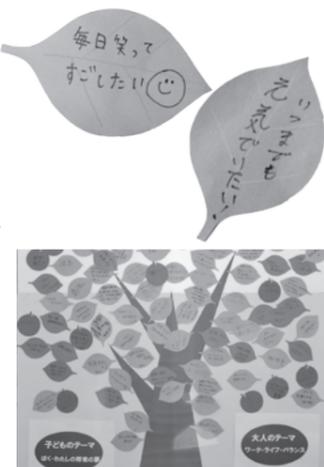
日時 11月3日(金) 午前10時～午後1時

場所 利根町保健福祉センター駐車場 ※利根町地場産業フェスティバルの会場に、男女共同参画のブースを設けます。

今年も、利根町地場産業フェスティバルの会場にて、男女共同参画アートプロジェクトを開催します。大きなパネルを用意しますので、みんなでそれぞれの思いを書きましょう！！
小さなお子さんからおじいちゃん・おばあちゃんまで、たくさんの方のご参加お待ちしております！※完成した作品は、後日役場1階イベントホールに展示します。

大人の方は… テーマ「子育てや介護のエピソード」+ 当日発表のテーマもあるよ！
『子育てや介護のエピソード』をテーマに、子育て中の笑えるエピソードや幸せを感じたことなど、ご自身の子育て中のことを思い出して書いていただいたり、子育て真っ最中のママやパパへのアドバイスも大歓迎です。また、介護を経験して感じたこと、辛かったことなど介護を経験された方は本音を書いてみてください。介護中の方への応援メッセージも嬉しいですね！

子どもたちは… テーマ「ぼく・わたしも家族の一員、みんなのために協力できるよ！」
パパやママ、おじいちゃんやおばあちゃんのお手伝いで頑張っていること、これから頑張ることを書いて、家族を喜ばせちゃおう！



▲昨年のアートプロジェクトの作品

問い合わせ先 役場企画課 企画調整係 ☎68-2211 (内線223)

～「過疎地域指定にかかる住民説明会」開催のお知らせ～

町が過疎地域に指定された経緯およびこれに伴い策定した「利根町過疎地域自立促進計画」について、住民説明会を開催します。ぜひご参加ください。

開催日	時間	場所
11月12日(日)	午前10時から (1時間程度)	利根町生涯学習センター (1階 多目的室)
	午後2時から (1時間程度)	利根町役場 (1階 多目的ホール)

過疎地域に関するQ & A！

Q 過疎地域とは？

A 昭和30年代以降、日本経済の高度成長の中で農山漁村地域では人口減少のため、教育、医療、防災など、その地域における基礎的な生活条件の確保に支障をきたすようになり、産業の担い手不足などにより地域の生産機能が低下してきました。「過疎」というのは、このように地域の人口が減ってしまうことで、その地域で暮らす人の生活水準や生産機能の維持が困難になってしまう状態を言い、そのような状態になった地域が「過疎地域」です。

Q なぜ利根町が過疎地域に指定されたのですか？

A 過疎法による過疎地域指定要件のうち「①国勢調査による平成2年と平成27年の人口比較で減少率が21%以上であること。」と「②平成25年度～平成27年度の財政指数の平均が0.5以下であること。」の二つに該当したため、過疎地域に指定されました。

《町の人口減少率》

国勢調査人口	人口増減率
H2 20,511人	△20.4671%≒△21% (小数点第3位以下を順次四捨五入)
H27 16,313人	

《町の財政力指数》

H25～H27の財政力指数の平均
0.43

Q 過疎地域に指定されると町はどうなるのですか？

A 過疎地域に指定されると、町は、国からの財政的支援を受けることができます。
具体的には、国の補助金にあたる過疎地域等自立活性化推進交付金の申請が可能になるほか、より有利な地方債である過疎対策事業債を活用することができ、町の計画の実現性を後押ししてくれます。

Q 過疎地域に指定されると、財政再生団体になってしまうのですか？

A 過疎地域の指定を受けたからといって、財政破綻の兆しや危機的状況にあるということではありません。その違いは、次のとおりです。

過疎地域指定とは… 人口減少に伴う地域社会の活力向上、生活環境整備が必要な地域。財政的に制限が加わることはなく、逆に国からの財政的支援が増えるため、町の事業を増やすことができる。

財政再生団体とは… 貯金もなく借金が多い自己破産の状態、国の支配下で財政の再生を図るため、自由にお金を使えなくなる。

問い合わせ先 役場企画課 企画調整係 ☎68-2211 (内線224)